

令和3年 10月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和3年10月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和3年10月5日（火）16時00分～17時00分

会 場 芝山町役場南庁舎 2階第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	木 内 昭 博	4 番	藤 城 英 明
5 番	岩 澤 和 博	6 番	藤 崎 廣
7 番	井 上 優	8 番	鈴 木 房 江
9 番	怒 賀 敏 夫	10番	鈴 木 啓 一
11番	内 田 浩 之		

・農地利用最適化推進委員

14番	香 取 和 成	15番	橋 本 薫
16番	西 海 敏 郎	17番	宮 野 三 夫
18番	宇 井 義	19番	中 村 新 一 郎
20番	伊 藤 正 則		

欠席委員

12番 内 田 静 枝

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長 定刻となりました。
本日は、10月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
伊藤会長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長 本日の出席委員は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年10月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後4時00分）

議 長 議事録署名人の指名を行います。農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行いません。3番 木内

昭博 委員、4番 藤城英明 委員。両名を指名いたします。

議長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第1号です。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う使用貸借による権利設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、選挙集会用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、第3種農地となります。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長

それでは、議案第 1 号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第 1 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条による
賃貸借権設定に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長

続きまして、議案第 2 号です。

本件は農地法第 3 条による賃貸借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、経営上、農業法人で営農した方が効率的であるためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 引き続き適正な管理が見込めますので問題ご
ざいませぬ。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございませぬ。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 2 号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第 2 号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 3 条による
区分地上権設定に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第 3 号です。
本件は農地法第 3 条による区分地上権設定の
申請です。
申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。
譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。
申請の理由は、営農型太陽光発電施設設置のため
です。
本議案について、許可基準のすべての項目につ
いて、申請書に記載された内容が適合するか否
か検討した結果をご説明申し上げますと、農地
法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可
要件のすべてをみたしていると思われま
す。
以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 現地確認の結果、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第4号です。
本件は農地法第5条による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人および譲受人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については土地改良区の受益地内であり農地の広がり10ha以上の規模の一団の農地であ

ることから「第1種農地」と判断出来ると思われ
れます。なお、第1種農地の例外規定で、「仮設
工作物の設置等一時的な利用に供するために行
う事業で、事業目的達成のために農地を一時的
に利用することが必要と認められる場合」に該
当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問
題は無く申請の目的実現は確実であると思わ
れ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計
画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明
させます。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 適正に農地管理できている土地であるため問
題ございませんでした。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第4号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第4号は原案どおり可決決定
いたしました。

議 長 続きまして、議案第5号、令和3年第9次農用
地利用集積計画(案)に関する件を議題と致し
ます。
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第5号です。

本件は、令和3年9月22日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の新規1件・面積：5,847㎡です。
詳細な内容については書記より説明いたします。

書記（石橋） 議案第5号の補足説明をする。

議長 それでは、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。

事務局説明をお願いします。

書記（石橋） その他について、報告をする。

議長 各委員さんより何かございますか。

（意見なし）

議 長

以上をもちまして、令和3年10月芝山町農業
委員会定例総会を閉会いたします。
委員の皆様、お疲れ様でございました。